



社会福祉法人 若葉会

Social Welfare Service Corporation WAKABA

理事・監事及び評議員の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

1. この規程は、社会福祉法人 若葉会（以下「法人」という。）の定款 第8条及び第21条に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）が、法人の業務に従事した際の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

2. 役員等の理事会・評議員会出席に関しては、別表1により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

(重複支給の禁止)

3. 理事会・評議員会ともに出席する役員等に関しては、理事会・評議員会が同日に行われる場合に限り、手当の支給は1回分とする。

(監事の報酬)

4. 監事が法人及び事業の運営状況につき指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。
 - 2 理事長の報酬については、別表3の通りとする。

(法人業務の報酬等)

5. 役員等が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の要請を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営の為の業務にあたった場合は、理事会の議決を経て理事長が定めた報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

(出張に係る旅費等)

6. 役員等が法人の業務を行う為に出張する際は、旅費規程の定めるところにより旅費等を支給する。

(適用除外)

7. 法人の常勤職員を兼ねる役員等についてはこの規程は適用しない。

(辞退)

8. 支給対象者から報酬等の一部又は全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等を支給しないことができる。

(施行の細則)

9. 役員等の報酬等の支給に関して、この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

10. この規程の改廃は、評議員会の議決を経ることとする。

(付 則)

この規程は、平成25年4月1日より施行します。

下記の報酬及び旅費相当費用は、所得税控除後の金額とする。

別表1

名称	報酬及び旅費相当費用
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2

名称	報酬及び旅費相当費用
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3

名称	報酬及び旅費相当費用
理事長報酬（月額）	250,000円

(所定 週4日から5日勤務)

制 定 平成25年4月1日
 施 行 平成25年4月1日
 改 定 平成29年4月1日
 改 定 平成29年6月10日
 改 定 平成29年12月9日
 改 定 令和2年11月24日